

計画主体名	和歌山県伊都郡九度山町		
計画期間 実施期間	平成24年度～平成27年度 平成24年度～平成25年度	総事業費（交付金）	456,907.9千円（232,460千円）

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活用活性化目標は地域資源を活かした地域振興交流施設の整備により、都市部との交流人口の増加を目標としており、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第1条及び同法第4条に基づき国が策定した定住等及び地域間交流の促進に関する基本的な方針第1条の2に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	九度山町議会において議決を必要とする「九度山町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）」で位置付けられた事業であり、施策と整合のとれた事業である。また、九度山町における「CO2削減計画」については、平成24年4月までに策定予定である。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	施設整備について町民アンケートを実施し、一定の理解をえている。また、アンケートで得られた町民意見を反映した内容となるよう計画しており、地域住民との合意形成は図られている。また、地域住民・農業者等から構成される「建設協議会」において、同意を得ている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	女性・加工グループ等へのヒアリング及びアンケート調査を実施している。
事業の推進体制は確立されているか	○	和歌山県及び九度山町で事業推進に向けた綿密な協議を進めている。また、地域住民・農業生産者等から構成する「建設協議会」を設立し、推進体制を確立している。

<p>目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか</p>	<p>○</p>	<p>本施設は、地域活性化の拠点として地域食材を活用した郷土料理づくり体験及び食材を提供し、また、地域農産物の販売等により当該施設における交流人口の増加を図るとともに、当地域の持つ豊かな自然に触れることにより、活性化計画目標である交流人口の増加を目指しているため、整合性は確保されている。</p>
<p>計画期間・実施期間は適切か</p>	<p>○</p>	<p>類似施設の実績を参考に2年で施設を整備し、目的達成のための体験メニュー等の充実やイベントの開催等事業効果の発現に2年を要するため計画期間を2年としたものであり、実施要綱第2の2の規定からも適切である。</p>
<p>交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か</p>	<p>○</p>	<p>交付金要望額は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表の交付額算定交付率に基づき交付限度額（交流施設については総事業費の1/2、自然・資源活用施設については5.5/10）の範囲内である。</p>

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新規事業であり、他の補助事業からの切り替えではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、耐用年数5年以上による仕様となっている。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）により適切に行われているか）	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について（平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知）に定められた費用対効果要領に基づき適正に算出を行っている。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	算定結果は、投資効果率1.03となっている。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は実施要領別表1（事業ごとの実施要件）に示されている「地域間交流拠点の整備（法第5条第2項第3号ハ）」で事業は地域資源活用総合交流促進施設事業、事業メニューは36都市農山漁村総合交流促進施設及び42地域連携販売力強化施設と「その他省令で定める事業（法第5条第2項第3号ニ）」で事業は地域資源循環活用施設事業、事業メニューは51自然・資源活用施設である。また、事業実施主体も実施要領別表2（要件類別）に示されるとおり町が実施する。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	九度山町が事業実施主体であるため、個人に対する交付ではない。
施設等の利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえ	○	平成19年度～平成22年度の町内唯一の農産物販売所レジ通過者を根拠とし、計画期間前4年間の交流人口は、約48

ているか		千人で、機能移転する平成26年度までは同程度の交流人口が見込まれ、地域振興交流施設の整備による効果を勘案した計画期間内の交流人口については、約110千人を見込んでおり、増加率は129.26%である。 →観光動態調査の入込客は平均21万人前後で年々増加傾向にあること、また既存施設の実績を踏まえて今後の利用計画をたてている。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣市町の類似施設（道の駅「紀の川万葉の里」）の利用状況を参考に、計画をたてている。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	当地域の中心的な観光地である高野山及び和歌山県紀北地域の入口として県道4号線（地方主要道高野口野上線）を通過する都市住民や近隣住民などが利用者の中心と予想されるため、建設予定地での独自アンケート調査を行い、利用対象者・利用形態等を検討した計画としている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	防災面を含む施設活用の中で、アクセス及び避難路としての主要道路との隣接及び既存観光施設及び地域資源との有機的な連携を想定し、地理的・利用環境的条件から検討している。
施設の利用や運営等にあたって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	本計画策定において、女性グループへのヒアリング調査を実施し、その結果を反映することで、女性参画が促進される計画としている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	整備する施設根拠は、計画利用者数に応じたものとなり適正であり、建設費用については、上限建設費29万円/m ² 以内である。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	将来的に発生する維持管理費の軽減を踏まえた建設・整備コストの低減の検討を行っている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、耐用年数5年以上による仕様となっている。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	和歌山県北東部の入り口に位置する本町で、宗教都市及び観光地として誘客のある世界遺産高野山への登山道入り口の地方主要道県道4号線沿いであることと、和歌山と京都・奈良の都市部を結ぶ高規格幹線道路京奈和自動車道のIC近くと立地条件が良く、山間地が多い町内において、平地となる当計画地は、利用者及び農業者にとっても利便性

		が良く、都市農村交流の促進の利点を備えている。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	計画地については、町有地として所有しているものであり、用地は確保している。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用（平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	－	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）別記Ⅱの第1の2の（4）のウの基準に照らし適正であるか	－	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	○	延べ床面積㎡当たり29万円以内であり、延べ床面積が1,500㎡以内となっている。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。	○	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	地区内の生産者、加工グループ、観光施設等の連携を促進する取組の一環である。
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	九度山ブランドの柿を中心とした農産物の販売の強化に資する施設である。
1年を通して運営される施設であるか	○	通年営業する施設である。
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	○	計画樹立にあたっては女性グループの意見を取入ながら、加工品開発等女性の参画を計画している。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	九度山町負担分については、過疎債の適用を計画しており「九度山町過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）」へ本事業を盛り込んでいる。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	本交付金事業における入札方式については、一般競争入札を予定している。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	九度山町において指定管理者を認定する段階で、指定管理者指定申請書の他、収支計画等の添付書類を選考委員会で審査した後に議会の議決を得ることとなっているため、維

		持管理及び収支計画が適正な団体（法人）が選定されるものである。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	運営計画に基づいた収支計画を策定し、中小企業診断士による経営診断を受けている。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施行ではない。
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	—	他の事業への重複申請の予定はない。

注）項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。